官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府六六）　二
〔省　令〕
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産五五）　二
○農薬取締法施行規則の一部を改正する省令（同五六）　四
〔法規的告示〕
○昭和五十四年農林水産省告示第千六百四十二号を廃止する告示（農林水産一一一六）
○昭和五十一年農林省告示第七百五十二号の全部を改正する件（同一一一七）
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第五条第二号の農林水産大臣が指定する飼料添加物を定める件（同一一一八）　四
〔その他告示〕
○特定社会基盤事業者の名称の変更を公示する件（金融庁四八）　四
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二九七）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務六六）
○公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とアルバニア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務二四八）
○キューバ共和国における病院における再生可能エネルギー機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同二四九）　五
○人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五〇）
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一一九、一一二〇）
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁二五）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一九六～一九八）　六
○道路に関する件（九州地方整備局八三、八四）
○道路に関する件（沖縄総合事務局一七）
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　消費者庁　法務省　運輸安全委員会　会計検査院　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項
国営土地改良事業の工事完了の公告（農林水産省）　九
〔公　告〕
官庁
諸事項
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会、建設業の許可の取消処分、無縁墳墓等改葬関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係
会社その他　二九

府　令

○内閣府令第六十六号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号及び第六十三条の八第二項第一号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年八月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）
第六十二条　法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	**第六十二条**　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　承諾日前一年間における申出者の契約（次に掲げるものに限る。）がある場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。	三　承諾日前一年間における申出者の一月当たりの平均的な契約（次に掲げるものに限る。）の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。
［イ～ト　略］	［イ～ト　同上］
四　［略］	四　［同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］
（海外投資家等の範囲）	（海外投資家等の範囲）
第二百四十六条の十　法第六十三条の八第二項第一号に規定する内閣府令で定める要件は、外国法人又は次に掲げる要件のいずれかに該当する外国に住所を有する個人であることとする。	**第二百四十六条の十**　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　取得時点前一年間におけるその契約（第六十二条第一項第三号イからトまでに掲げるものに限る。）がある場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。	三　取得時点前一年間におけるその一月当たりの平均的な契約（第六十二条第一項第三号イからトまでに掲げるものに限る。）の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。
［四・五　略］	［四・五　同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○農林水産省令第五十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十五条第一項の規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（飼料製造管理者の設置義務の適用除外）	（飼料製造管理者の設置義務の適用除外）
第三十一条　法第二十五条第一項の農林水産省令で定める者は、令第五条第一号に掲げる飼料の製造（販売（法第四条第一号に規定する販売をいう。）を目的としないものに限る。）を業とする者であつて、特定飼料を原料とする飼料又は令第五条第二号に掲げる飼料を製造する製造業者以外の製造業者とする。	**第三十一条**　法第二十五条第一項の農林水産省令で定める者は、令第五条各号に掲げる飼料の製造（販売（法第四条第一号に規定する販売をいう。）を目的としないものに限る。）を業とする者であつて、特定飼料を原料とする飼料又は抗菌性物質製剤（農林水産大臣が指定するものを除く。）を含む飼料を製造する製造業者以外の製造業者とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）を実施するため、農薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農薬取締法施行規則の一部を改正する省令

農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農薬の表示の方法等） **第十四条**　（略） ２　法第十六条第四号の登録に係る使用方法の表示は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載してしなければならない。 一～三　（略） 四　農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（次号において「生育期間」という。）において、農薬を当該農作物等に使用することができる総回数 五　含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において、当該有効成分を含有する農薬を当該農作物等に使用することができる総回数をいい、法第三条第九項に規定する登録票に当該総回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの当該総回数とする。） 六・七　（略） 様式第１号（第１条関係） （略） 備考 １・２　（略） ３　「６　農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。 一～三　（略） 四　農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（五において「生育期間」という。）において、農薬を当該農作物等に使用することができる総回数 五　含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において、当該有効成分を含有する農薬を当該農作物等に使用することができる総回数をいい、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。） 六・七　（略）	（農薬の表示の方法等） **第十四条**　（略） ２　法第十六条第四号の登録に係る使用方法の表示は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載してしなければならない。 一～三　（略） 四　農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（次号において「生育期間」という。）において農薬を使用することができる総回数 五　含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、法第三条第九項に規定する登録票に当該総回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの当該総回数とする。） 六・七　（略） 様式第１号（第１条関係） （略） 備考 １・２　（略） ３　「６　農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。 一～三　（略） 四　農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（五において「生育期間」という。）において、農薬を当該農作物等に使用することができる総回数 五　含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において、当該有効成分を含有する農薬を当該農作物等に使用することができる総回数をいい、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。） 六・七　（略） 様式第12号（第12条関係） （略） 備考 １・２　（略） ３　「６　農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。 一～三　（略） 四　農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（五において「生育期間」という。）において、農薬を当該農作物等に使用することができる総回数 五　含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において、当該有効成分を含有する農薬を当該農作物等に使用することができる総回数をいい、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。） 六・七　（略） 様式第12号（第12条関係） （略） 備考 １・２　（略） ３　「６　農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。 一～三　（略） 四　農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（五において「生育期間」という。）において農薬を使用することができる総回数 五　含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。） 六・七　（略）

様式第15号（第20条関係）

（表面）

（略）

（裏面）

農薬取締法（抜粋）

（報告及び検査）

第29条　（略）

（センターによる検査）

第30条　（略）

（国内管理人に係る報告及び検査）

第35条　（略）

第48条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五　（略）

備考　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第千百十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）第三十一条の規定に基づき、昭和五十四年農林水産省告示第千六百四十二号を廃止する告示を次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年八月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

昭和五十四年農林水産省告示第千六百四十二号を廃止する告示

昭和五十四年農林水産省告示第千六百四十二号（農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤を定める件）は、廃止する。

○農林水産省告示第千百十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第二条第二号の規定に基づき、昭和五十一年農林省告示第七百五十二号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤）の全部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年八月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第二条第二号の農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤は、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン製剤とする。

○農林水産省告示第千百十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第五条第二号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する飼料添加物を次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年八月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第五条第二号の農林水産大臣が指定する飼料添加物は、アンプロリウム・エトパベート、クエン酸モランテル及びナイカルバジンとする。

様式第15号（第20条関係）

（表面）

（略）

（裏面）

農薬取締法（抜粋）

（報告及び検査）

第29条　（略）

（センターによる検査）

第30条　（略）

（国内管理人に係る報告及び検査）

第35条　（略）

第48条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五　（略）

備考　（略）

その他告示

○金融庁告示第四十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の名称に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三日

金融庁長官　伊藤　豊

一　特定社会基盤事業の種類

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業

二　変更前の特定社会基盤事業者の名称

住信ＳＢＩネット銀行株式会社

三　変更後の特定社会基盤事業者の名称

株式会社ドコモＳＭＴＢネット銀行

四　変更年月日

令和八年八月三日

○総務省告示第二百九十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月三日

一　名称　総務大臣　林　芳正

令和八年度モンゴル国に対する能力構築支援（ＰＫＯ（施設））派遣事業参加部隊

二　国外派遣期間　令和八年八月三日から令和八年九月二日まで

三　派遣人数（概数）　十一人程度

四　派遣地域　モンゴル国

○法務省告示第六十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年八月三日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　公証人　柴田　真

東京法務局所属　公証人　佐藤　基

さいたま地方法務局所属　公証人　杉本　宏之

大阪法務局所属　公証人　木太　伸広

福岡法務局所属　公証人　松熊　健

○外務省告示第二百四十八号

令和八年五月十九日にティラナで、公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する口上書の交換がアルバニア共和国政府との間で行われ、同口上書にいう措置は、令和八年九月二日から実施される。

令和八年八月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　木原　稔

（在アルバニア共和国日本国大使館からアルバニア共和国欧州・外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.038／ＥＯＪ／2026

口上書

在アルバニア共和国日本国大使館は、アルバニア共和国欧州・外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、公用旅券所持者に対する公用査証の要件の免除に関し、次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　アルバニア共和国の国民であって、アルバニア共和国欧州・外務省が発給した有効なＩＣ公用旅券を所持しアルバニア共和国政府の公用の用務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのようなＩＣ旅券を所持し当該アルバニア共和国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、公用査証を取得することなく日本国に入国することができる。

2　(1)　アルバニア共和国欧州・外務省が発給した有効なＩＣ公用旅券を所持するアルバニア共和国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するアルバニア共和国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するアルバニア共和国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにアルバニア共和国政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるアルバニア共和国の国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、アルバニア共和国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

7　前記の諸措置の実施は、在アルバニア共和国日本国大使館がアルバニア共和国欧州・外務省から、ＩＣ公用旅券を所持する日本国の国民のための査証の要件を免除するための国内手続が完了したことを確認する口上書を受領した日の後九十日目の日に開始される。

在アルバニア共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてアルバニア共和国欧州・外務省に向かって敬意を表する。

二千二十六年五月十九日にティラナで

（アルバニア共和国欧州・外務省から在アルバニア共和国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.7974

口上書

アルバニア共和国欧州・外務省は、在アルバニア共和国日本国大使館に敬意を表するとともに、アルバニア共和国政府が、日本国の公用旅券所持者に対する公用査証の要件の免除に関し、次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効なＩＣ公用旅券を所持し日本国政府の公用の用務の目的でアルバニア共和国に入国することを希望するもの及びそのようなＩＣ旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、公用査証を取得することなくアルバニア共和国に入国することができる。

2　(1)　日本国外務省が発給した有効なＩＣ公用旅券を所持する日本国の国民であって、１にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってアルバニア共和国に入国することを希望するものは、査証を取得することなくアルバニア共和国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってアルバニア共和国に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　１及び２の査証の要件の免除は、アルバニア共和国に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するアルバニア共和国の法令に服することを免除するものではない。

4　アルバニア共和国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　アルバニア共和国政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくアルバニア共和国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　アルバニア共和国政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

7　前記の諸措置の実施は、在アルバニア共和国日本国大使館がアルバニア共和国欧州・外務省から、ＩＣ公用旅券を所持する日本国の国民のための査証の要件を免除するための国内手続が完了したことを確認する口上書を受領した日の後九十日目の日に開始される。

アルバニア共和国欧州・外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在アルバニア共和国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千二十六年五月十九日にティラナで

○外務省告示第二百四十九号

令和八年五月十一日にハバナで、キューバ共和国における病院における再生可能エネルギー機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が日本国政府と国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　病院における再生可能エネルギー機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億六百万円

3　署名者

日　本　側　中村和人在キューバ大使

国際連合開発計画側　フェルナンド・イラルド・デル・カスティージョ在キューバ事務所代表

令和八年八月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　木原　稔

○外務省告示第二百五十号

令和八年七月九日にウランバートルで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　二億八千九百万円

3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　井川原賢在モンゴル大使

モンゴル側　メンドサイハン・ザグドジャブ大蔵大臣

令和八年八月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　木原　稔

○農林水産省告示第千百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県甲賀市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

甲賀市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県東筑摩郡筑北村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、筑北村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

筑北村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、筑北村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第二十五号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年八月三日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 66　しきね （略）	別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 66　しきね PL 67　あまぎ （略）

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和八年七月二十四日から適用する。

○関東地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
相模原市緑区与瀬字西原六六四番一から同市緑区与瀬字打谷戸一五五九番一まで	前	A　九・六七～五三・四〇メートル	〇・二一六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　九・六七～五三・四〇メートル B　一〇・六八～一九・四七メートル	〇・二一六キロメートル 〇・〇八〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	相模原市緑区与瀬字西原六六四番一から同市緑区与瀬字打谷戸一五五九番一まで	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月三日

○関東地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
日野市大字川辺堀之内三五六番一から八王子市大和田町三丁目一〇六四番一まで	前	A　二二・〇〇～四四・二三メートル	五・四四八キロメートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二八・〇〇～五八・五九メートル	二・六六九キロメートル	
	後	A　二二・〇〇～四四・二三メートル B　二八・〇〇～五八・五九メートル C　二〇・〇〇～二七・七八メートル	五・四四八キロメートル 二・六六九キロメートル 〇・四六七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○九州地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
日向市美々津町字清水ケ谷二二六五番一から同市美々津町字清水ケ谷二二六一番一まで	前	一九・一四～二二・一八メートル	〇・〇六四キロメートル	
	後	二一・二六～三〇・三二メートル	〇・〇六四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	日向市美々津町字清水ケ谷二二六五番一から同市美々津町字清水ケ谷二二六一番一まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月三日

○沖縄総合事務局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三日

沖縄総合事務局長　小八木大成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県国頭郡国頭村字謝敷楚宇地原三番一から同村字謝敷楚宇地原三九番まで	前	一五・二〇～一九・七〇メートル	〇・一三三キロメートル
	後	一五・五〇～一九・七〇メートル	〇・一三三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

国会事項

参議院

辞令

（厚生労働委員会調査室首席調査員）参議院常任委員会調査員　寺澤　泰大
参議院常任委員会専門員に任ずる
厚生労働委員会調査室長を命ずる
（委員部長）参議院参事　黒川　和良
参議院常任委員会専門員に任ずる
決算委員会調査室長を命ずる
（内閣委員会調査室首席調査員）
参議院常任委員会調査員　宮崎　雅史
参議院常任委員会専門員に任ずる
行政監視委員会調査室長を命ずる
（国際部長）参議院参事　森　黒土
委員部長を命ずる
（警務部長）同　富士　由將
国際部長を命ずる
（議事部副部長）同　正木　裕二
警務部長を命ずる
議事部議事課長事務取扱を解く
（委員部副部長）同　森下伊三夫
庶務部副部長を命ずる
情報システム安全管理担当を命ずる
委員部調整課長事務取扱を解く
（委員部第五課長）同　高橋　力
委員部副部長を命ずる
委員部第七課長事務取扱を命ずる
委員部第六課長兼務を解く
（庶務部文書課長）同　崎山　建樹
庶務部副部長を命ずる
庶務部文書課長事務取扱を命ずる
（国土交通委員会調査室首席調査員）参議院常任委員会調査員　藤乗　一道
厚生労働委員会調査室勤務を命ずる
厚生労働委員会調査室首席調査員を命ずる
（経済産業委員会調査室首席調査員）同　吉田　博光
環境委員会調査室勤務を命ずる
環境委員会調査室首席調査員を命ずる

（庶務部厚生課長）参議院参事　野澤　大介
参議院常任委員会調査員に任ずる
経済産業委員会調査室勤務を命ずる
経済産業委員会調査室首席調査員を命ずる
（管理部自動車課長）同　鈴木　克洋
第二特別調査室勤務を命ずる
第二特別調査室首席調査員を命ずる
（内閣委員会調査室次席調査員）参議院常任委員会調査員　柿沼　重志
内閣委員会調査室首席調査員を命ずる
（環境委員会調査室次席調査員）同　山越　伸浩
国土交通委員会調査室勤務を命ずる
国土交通委員会調査室首席調査員を命ずる
参議院参事の兼任を解く
（委員部第三課長）参議院参事　大澤　敦
秘書課長を命ずる
（秘書課長）同　木暮　雅和
議事部議事課長を命ずる
（委員部第一課長）同　橋本　貴義
委員部調整課長を命ずる
（委員部第七課長）同　渡邊　啓輝
委員部第一課長を命ずる
（国際部国際会議課長）同　外川　裕之
委員部第三課長を命ずる
（管理部管理課麹町議員宿舎長）同　佐久間　譲
管理部自動車課長を命ずる
（憲法審査会事務局総務課長）同　篠窪　有恒
国際部国際会議課長を命ずる
（委員部第二課長）同　宇津木真也
憲法審査会事務局総務課長を命ずる
（環境委員会調査室首席調査員）参議院常任委員会調査員　杉山　綾子
参議院参事に任ずる
委員部第五課長を命ずる
（管理部管理課企画室長）参議院参事　東　岳大
委員部第二課長を命ずる
（庶務部人事課人事主幹）同　下田　和明
庶務部厚生課長を命ずる
（庶務部文書課調整主幹）同　松本　良起
管理部管理課麹町議員宿舎長を命ずる

（管理部管理課議員会館監理室長）同　宮澤　幸正
庶務部文書課調整主幹を命ずる
庶務部文書課課長補佐を命ずる
参議院参事　藤本　理恵
庶務部議員課議員主幹を命ずる
同　斎木　一喜
管理部管理課勤務を命ずる
管理部管理課議員会館監理室長を命ずる
（国土交通委員会調査室次席調査員）参議院常任委員会調査員　瀬戸山順一
外交防衛委員会調査室勤務を命ずる
外交防衛委員会調査室次席調査員を命ずる
（外交防衛委員会調査室次席調査員）同　天池　恭子
文教科学委員会調査室勤務を命ずる
文教科学委員会調査室次席調査員を命ずる
（文教科学委員会調査室次席調査員）同　星　友佳
国土交通委員会調査室勤務を命ずる
国土交通委員会調査室次席調査員を命ずる
参議院常任委員会調査員　浜田　勇
内閣委員会調査室勤務を命ずる
内閣委員会調査室次席調査員を命ずる
参議院参事　大曽根暢彦
参議院常任委員会調査員に任ずる
環境委員会調査室勤務を命ずる
環境委員会調査室次席調査員を命ずる
兼ねて参議院参事に任ずる
調査員を命ずる
第二特別調査室勤務を命ずる
（委員部第四課長）同　頓所　要介
委員部第六課長兼務を命ずる
（記録部長）同　加來　賢一
庶務部兼務を解く
情報システム安全管理担当を解く（以上八月一日）

（決算委員会調査室長）参議院常任委員会専門員　小松　康志
（行政監視委員会調査室長）同　有薗　裕章
願により令和八年七月三十一日限り常任委員会専門員を免ずる（各通）（七月三十一日）

参議院法制局

辞令

（第一部長）参議院法制局参事　小野寺　理
法制次長を命ずる
（第二部長）同　宇田川令子
第一部長を命ずる
法制主幹兼務を命ずる
（第四部長）同　滝川　雄一
第二部長を命ずる
（第五部長）同　齋藤　陽夫
第四部長を命ずる
（法制主幹）同　岩井　美奈
第五部長を命ずる
第五部第二課長事務取扱を命ずる
第四部第一課長事務取扱を免ずる
（第五部第一課長）同　桑原　明
基本法制監理部基本法制課長を命ずる
（第四部第二課長）同　伊庭みのり
第四部第一課長を命ずる
（第五部第二課長）同　信谷　彰
第四部第二課長を命ずる
（基本法制監理部基本法制課長）同　下野　久欣
第五部第一課長を命ずる（以上八月一日）

（法制次長）参議院法制局参事　村上　たか
国会職員法第十五条の七第二項の規定による期限の到来により令和八年七月三十一日限り退職（七月三十一日）

国立国会図書館

辞令

（調査及び立法考査局行政法務調査室主任）国立国会図書館専門調査員　石原　隆史
願により国立国会図書館専門調査員を免ずる（七月三十一日）
国立国会図書館専門調査員に任命する
調査及び立法考査局行政法務調査室主任を命ずる（八月一日）　森　恭子

納本制度審議会委員の委嘱を解く（各通）　近藤　敏貴　宮原　博昭
納本制度審議会委員を委嘱する（各通）（以上八月一日）　富樫　建　野間　省伸

人事異動

内閣

国務大臣　赤澤　亮正

内閣府特命担当大臣小野田紀美帰朝につき内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障）事務代理を免ずる（七月二十九日）
家令　和典

簡易裁判所判事に任命する（七月三十日）
（国土交通省北海道局付）　国土交通事務官　吉田　賢司

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））内閣事務官　栗原　弥生
国土交通省に出向させる（以上七月三十日）

消費者庁

（公正取引委員会事務総局官房審議官（企業結合担当））内閣府事務官　深町　正徳

消費者庁審議官に転任させる
（消費者庁審議官）同　田中久美子

公正取引委員会事務総局に出向させる
（経済産業省通商政策局通商金融課長）経済産業事務官　加来　芳郎

内閣府事務官（消費者庁取引対策課長）に転任させる
（消費者庁取引対策課長）内閣府事務官　遠藤　幹夫

経済産業省に出向させる
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　江田　頼宣

内閣府事務官（消費者庁参事官（公益通報・協働担当））に昇任させる
（消費者庁参事官（公益通報・協働担当））内閣府事務官　茶谷晋太郎

国土交通省に出向させる（以上七月三十一日）

法務省

（横浜地方検察庁検事）検事　志摩　一樹

東京地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省刑事局付）に併任する
（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　王本　優花

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
（東京区検察庁公判部長）副検事　福田　年和

（大阪区検察庁副検事）同　宇畑　美咲

辞職を承認する（各通）（以上七月三十日）

運輸安全委員会

（事務局総務課長）国土交通事務官　中井　智洋

国土交通省に出向させる
（国土交通省総合政策局交通政策課長）同　大坪　弘敏

事務局総務課長に転任させる（以上七月三十一日）

会計検査院

（会計検査院事務総局次長）　片桐　聡

辞職を承認する（七月三十一日）
（第五局長）会計検査院事務官　長岡　尚志

会計検査院事務総局次長に昇任させる
（事務総長官房審議官（事務総長官房担当））同　山崎　淳也

事務総長官房総括審議官に昇任させる
（事務総長官房総括審議官）同　鷹箸　博史

第二局長に配置換する
（第二局長）同　岩城　利明

第五局長に配置換する
（事務総長官房審議官（第四局担当））同　篠﨑　智宏

事務総長官房サイバーセキュリティ・情報化審議官に配置換する
公文書監理官に併任する
（事務総長官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）同　柳瀬　太郎

事務総長官房審議官に配置換する
事務総長官房担当を命ずる
公文書監理官の併任を解除する
（財務省大臣官房付）財務事務官　坂口和家男

会計検査院事務官（事務総長官房審議官）に転任させる
第四局担当を命ずる（以上八月一日）

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する
赤羽根清光　加藤　榮一　雲村　了淳
酒井　厚志　水野寅治郎　山本　盛造

従五位に叙する（各通）
窪田　猛雄　島田　友市　白石　勝也
築島　敬一　吉田　力太

正六位に叙する（各通）
市野　幸雄　大浦　仲男　小川　敬次
鈴木　公男　関川　邦彦　高橋　忠夫
武下　清美　辻井　貢　中川　信一
室井　昭　矢野　鉄也

従六位に叙する（各通）
太田　文徳　鈴木　明義　中山　清志

正七位に叙する（各通）
佐々木勝弘　山口　昭夫

従七位に叙する（各通）（以上六月二十五日）
渡邉　修

従五位に叙する
日下部年弘　新谷　五男　中村　恒夫
二木　攻　町田　宏介　宮下　勲
望月　勲　山本　哲

正六位に叙する（各通）
池田　敏夫　市橋　文夫　奥野　淳
神内喜久代　神澤　滋　田中　宏宜
成田　貢　野上金之助　樋上　敬雄
平　清徳　丸子　孝　水嶋　元
宮崎　千城　米本　安英

従六位に叙する（各通）
木村　四郎　布施　悦央

正七位に叙する（各通）
岡本　豊彦　小山　久雄

従七位に叙する（各通）（以上六月二十六日）
関　直之助

従五位に叙する
池本　幸雄　田中　博　辻　之男

正六位に叙する（各通）
泉　郁雄　伊藤　直樹　井上　智
織田　裕明　久保　弘二　佐久間　伸
鈴木　靜　松本　滋　渡邊　正彦
和田　隆生

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する
鈴木しのぶ

正七位に叙する
延澤　勇

従七位に叙する（以上六月二十七日）
榎本　修

正五位に叙する
貝田　義博　金山　公彦

従五位に叙する（各通）
岡村　文江　下川登士夫　高橋　秋雄

正六位に叙する（各通）
一安　鎮博　鎌田　敏之　北山　正則
竹江香代子　立野　伸一　寺井　民男
中西　勉　根上　孝吉　原　求
福田　要　松田　和紀　望月　民男
山口　光利

従六位に叙する（各通）
大野　茂樹　中里　正己　矢島　茂

正七位に叙する（各通）
伊藤　滿　鈴木　浩正

従七位に叙する（各通）（以上六月二十八日）
石田　修　森　省三

正六位に叙する
大熊　信男

正七位に叙する（以上六月二十九日）
前川　銑一

正六位に叙する
青木　久志　高田　正男

従六位に叙する（各通）（以上六月三十日）
梅津　勝利

従七位に叙する（七月一日）

○叙勲

（宮崎県椎葉村議会議員）　椎葉　大和

旭日双光章を授ける（六月二十六日）
植木　清八　大城　盛孝　松永　一紀

旭日単光章を授ける（各通）（六月二十七日）
貝田　義博

旭日小綬章を授ける（六月二十八日）
小湊　寛　下平　正吾　武石　雅之

旭日単光章を授ける（各通）（六月二十九日）
鶴野幸一郎

旭日単光章を授ける（七月一日）
赤羽根清光　小川　敬次　雲村　了淳
酒井　厚志　辻井　貢　水野寅治郎
矢野　鉄也　山口　昭夫　山本　盛造

瑞宝双光章を授ける（各通）
佐々木勝弘　松田　順次

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十五日）
奥野　淳　山本　哲　渡邉　英

瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（以上六月二十六日）
野上金之助

池本　幸雄　関　直之助　延澤　勇
瑞宝双光章を授ける（各通）
鈴木しのぶ　中嶋　国人
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十七日）
伊藤　満　大野　茂樹　鎌田　敏之
下川登士夫　竹江香代子　立野　伸一
中里　正己　福田　要
瑞宝双光章を授ける（各通）
北山　正則
瑞宝単光章を授ける（以上六月二十八日）
石田　修
瑞宝双光章を授ける（六月二十九日）
梅津　勝利
瑞宝双光章を授ける
佐々木善市
瑞宝単光章を授ける（以上七月一日）

皇室事項

信任状捧呈式

七月二十九日午前十時三十分、宮中において、新任駐日ソマリア特命全権大使ホダン・オスマン・アブディ（中国常駐）の信任状捧呈式を行われた。

七月二十九日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在グアテマラ特命全権大使マイノール・ハコボ・クユン・サルゲロの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

官庁事項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和８年３月30日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年８月３日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）上場地区

公告

諸事項

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表公示

前払式支払手段発行保証金規則（平成22年内閣府・法務省令第４号）第７条第１項の規定により次のように公示する。

１．商号　レア株式会社
２．代表者の氏名　代表取締役　山田　和義
３．住所　東京都豊島区池袋１丁目14番27号
４．仮配当表
⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額
8,975,100円
⑵　権利の実行に係る申出等の総額
34,083,390円
※配当に当たっては、資金決済に関する法律施行令第11条第９項の規定により、発行保証金の額から還付手続きに要した費用を控除した額について配当を実施する。

令和８年８月３日

関東財務局長　彦谷　直克

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会公示

資金決済に関する法律施行令第11条第４項の規定により次のように公示する。

１．商号　レア株式会社
２．代表者の氏名　代表取締役　山田　和義
３．住所　東京都豊島区池袋１丁目14番27号
４．権利の実行の対象となる発行保証金の額
8,975,100円
５．意見聴取会の期日
令和８年８月18日（火）10時
６．意見聴取会の場所
埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１
関東財務局12階
７．上記の者の発行保証金について債権の申出をした者及び上記前払式支払手段発行者の代表者は、意見聴取会において権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べることができる。

なお、当日病気その他やむを得ない理由により、意見聴取会に出席することができないときは、本人が署名押印した口述書を提出して意見聴取会における陳述に代えることができる。

令和８年８月３日

関東財務局長　彦谷　直克

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年８月３日

四国地方整備局長　奥田　晃久

１　処分をした年月日　令和８年７月13日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三笠電機株式会社　三笠　貴史　徳島県徳島市かちどき橋４－５－２　国土交通大臣許可（般特－03）第15126号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和８年６月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

書面による計算報告

**免責許可申立てに関する意見
申述期間**

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１号
愛媛県今治市天保山町二丁目１番地12
清算株式会社　フレンドシップ株式会社
代表清算人　鍋島　喜一
１　決定年月日　令和８年７月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（ヒ）第２０１号
山口市錦町５番２５号
清算株式会社　昭和建設株式会社
代表清算人　清水　秀俊
１　決定年月日　令和８年７月１７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山口地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第６号
群馬県富岡市富岡９８０番地
清算株式会社　株式会社スーパー丸幸
代表清算人　野村英樹
１　決定年月日　令和８年７月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所高崎支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０号
北九州市若松区南二島二丁目８番８号
清算株式会社　二島チップ興業株式会社
１　決定年月日　令和８年７月１６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（ヒ）第３００１号
群馬県渋川市金井７２６番地１
清算株式会社　株式会社ニュー東京
１　決定年月日　令和８年７月１６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

更生手続における保全管理命令

令和８年（ミ）第６号
千葉県柏市十余二３４８番地
開始前会社　昭和ホールディングス株式会社
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都中央区八丁堀四丁目１番３号宝町ＴＡＴＳＵＭＩビル５階　岩崎・本山法律事務所　弁護士　岩崎　晃
令和８年７月１７日
東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

	小規模個人再生による再生計画取消	給与所得者等再生による再生手続開始	所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告
	小規模個人再生による再生手続廃止	給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取	
		給与所得者等再生による再生計画認可	

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明専有部分管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　七十九頁（号外第一四七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　七十九頁（号外第一四七号）

令和八年八月三日

宮城県石巻市開成一番地六五
（甲）株式会社ＮＯＭＣＯ＆ＣＯ.
代表取締役　神田　貢典

宮城県石巻市開成一番地六五
（乙）株式会社北日本海事ホールディングス
代表取締役　神田　貢典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年八月十八日に予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの合併を行います。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　長野日報上伊那版
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　十頁

（乙）掲載紙　長野日報上伊那版
掲載の日付　令和八年五月七日
掲載頁　十頁

令和八年八月三日

栃木県宇都宮市下戸祭二丁目三番二五号
（甲）アペンタクル株式会社
代表取締役　山崎　文秀

栃木県宇都宮市下戸祭二丁目三番二五号
（乙）サンライフ株式会社
代表取締役　山崎　文秀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.tau.co.jp/
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十六日
掲載頁　八十九頁（号外第九号）

令和八年八月三日

埼玉県さいたま市中央区新都心一一番地二
（甲）株式会社タウ
代表取締役　宮本　明岳

埼玉県飯能市大字阿須五〇〇番地一
（乙）株式会社ＴＷＣ
代表取締役　宮本　明岳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十二日

掲載頁　八十二頁（号外第一六二号）

令和八年八月三日

東京都品川区東五反田二丁目一〇番二号

（甲）大崎電気工業株式会社

代表取締役　渡辺　光康

東京都品川区東五反田二丁目一番一〇号

（乙）大崎エステート株式会社

代表取締役　山田　忠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.comture.com/

令和八年八月三日

東京都品川区大崎一丁目一一番二号

（甲）コムチュア株式会社

代表取締役　亀井　貴裕

東京都新宿区揚場町一番二〇号

（乙）株式会社ヒューマンインタラクティブテクノロジー

代表取締役　佐多　祐輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.nsutanker.co.jp/company/outline/pdf/koukoku.pdf

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十七日

掲載頁　八十二頁（号外第一六七号）

令和八年八月三日

東京都千代田区大手町二丁目三番二号

（甲）ＮＳユナイテッドタンカー株式会社

代表取締役　福田　雄二

東京都千代田区大手町二丁目三番二号

（乙）中央海運株式会社

代表取締役　中嶋　康雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月六日

掲載頁　九十頁（号外第一五一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十日

掲載頁　一四七頁（号外第一五五号）

令和八年八月三日

東京都中央区築地三丁目五番一〇号

（甲）株式会社日刊スポーツホールディングス

代表取締役　高田　誠

東京都中央区築地三丁目五番一〇号

（乙）株式会社日刊スポーツビジネスサポート

代表取締役　高田　誠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十七日

掲載頁　一五一頁（号外第一六〇号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十七日

掲載頁　一五一頁（号外第一六〇号）

令和八年八月三日

東京都新宿区西新宿二丁目四番一号

（甲）株式会社ライフプラザパートナーズ

代表取締役　松田健太郎

東京都新宿区西新宿二丁目四番一号

（乙）株式会社ライフサロン

代表取締役　岡本　豪

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十九日

掲載頁　一一二頁（号外第一三五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月七日

掲載頁　六十二頁（号外第一五二号）

令和八年八月三日

東京都港区新橋一丁目一番一三号

（甲）日軽エンジニアリング株式会社

代表取締役　今田　裕之

静岡市清水区蒲原一六一番地

（乙）株式会社エヌ・エル・エム・エカル

代表取締役　内田　勝也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月十九日

掲載頁　五頁

令和八年八月三日

東京都目黒区目黒三丁目一一番三号ＡＩビル三Ｆ

（甲）株式会社アソシエ・インターナショナル

代表取締役　須郷　達也

東京都目黒区目黒三丁目一一番三号ＡＩビル三Ｆ

（乙）株式会社アソシエ・アカデミー

代表取締役　須郷　達也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　八十頁（号外第十七号）

令和八年八月三日

名古屋市中村区名駅一丁目一番一号ＪＰタワー名古屋

（甲）名南Ｍ＆Ａ株式会社

代表取締役　篠田　康人

名古屋市中村区名駅一丁目一番一号ＪＰタワー名古屋

（乙）マフォロバ株式会社

代表取締役　篠田　康人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十九日

掲載頁　一四八頁（号外第一三五号）

（乙）https://www.nippon-antenna.co.jp

令和八年八月三日

神戸市西区室谷一丁目二番二号

（甲）ＤＸアンテナ株式会社

代表取締役　石見　浩一

東京都荒川区西尾久七丁目四九番八号

（乙）日本アンテナ株式会社

代表取締役　長代　輝彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十九日
掲載頁　一〇九頁（号外第一二〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月九日
掲載頁　七十四頁（号外第八十四号）

令和八年八月三日

広島市西区商工センター一丁目二番一九号
（甲）ティーエスアルフレッサ株式会社
代表取締役　髙橋　卓詩

広島県福山市吉津町一二番五号
（乙）株式会社ミヤノメディックス
代表取締役　桐山　和雄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の松戸センター事業所（千葉県松戸市串崎新田六三番地一〇）の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十二日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一三六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十日
掲載頁　一五九頁（号外第一二八号）

令和八年八月三日

埼玉県比企郡川島町大字山ケ谷戸二七〇番地一
（甲）株式会社アルトス
代表取締役　萩尾　俊英

千葉県松戸市串崎新田六三番地一〇
（乙）ハートネット東関東株式会社
代表取締役　三澤　達也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の矢口センター事業所（千葉県印旛郡栄町矢口神明二丁目二番一）の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　一五九頁（号外第一四五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十日
掲載頁　一五九頁（号外第一二八号）

令和八年八月三日

埼玉県さいたま市中央区大字下落合一〇七一番地二
（甲）株式会社ホームエネルギー関東
代表取締役　奥山　浩伸

千葉県松戸市串崎新田六三番地一〇
（乙）ハートネット東関東株式会社
代表取締役　三澤　達也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の松戸センター事業所（千葉県松戸市串崎新田六三番地一〇）の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十二日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一三六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十日
掲載頁　一五九頁（号外第一二八号）

令和八年八月三日

埼玉県比企郡川島町大字山ケ谷戸二七〇番地一
（甲）株式会社アルトス
代表取締役　萩尾　俊英

千葉県松戸市串崎新田六三番地一〇
（乙）ハートネット東関東株式会社
代表取締役　三澤　達也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の景観事業に関する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることといたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十九日
掲載頁　一一二頁（号外第一三五号）

（乙）https://www.nikkeikin.co.jp/koukoku.html
令和八年八月三日

東京都港区新橋一丁目一番一三号
（甲）日軽エンジニアリング株式会社
代表取締役　今田　裕之

東京都港区新橋一丁目一番一三号
（乙）日本軽金属株式会社
代表取締役　朝来野修一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の情報通信サービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　九頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年八月三日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目四番四号
（甲）株式会社G，zマネジメント
代表取締役　吉田源太郎

東京都渋谷区円山町五番六号
（乙）有限会社エクシード
取締役　岡本　英行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は食品事業、産業資材事業及びマット事業に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年六月二十五日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和八年八月三日

富山県砺波市下中三番地三
（甲）日本製麻株式会社
代表取締役　植杉　泰久

富山県砺波市下中三番地三
（乙）日本製麻分割準備株式会社
代表取締役　植杉　泰久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三日

岩手県奥州市前沢字永沢四〇番地五
合同会社カカオ奥州
代表社員　菅原　聡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三日

東京都目黒区中目黒三丁目六番二号中目黒Ｆ・Ｓビル五階
合同会社Ｔｏｂｉｒａｔｏｒｙ　Ｊａｐａｎ
代表社員　亀田　耕平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三日

東京都港区元赤坂一―一―一八大原ビル四Ｆ
合同会社Ｔｈｅ　Ｓｔｏｒｙ　ｏｆ　Ｌｉｆｅ
代表社員　星山　涼駿

組織変更公告

当社は、令和八年九月十日を効力発生日として、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三日

東京都中央区銀座六丁目六番一号

ＩＰコンサルティングジャパン合同会社

代表社員　木村　信弥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ　トレンドリンク合同会社

代表社員　稲澤　孝規

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月四日であり、組織変更後の商号はＥｑｕｉｎｏｘ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三日

神奈川県藤沢市鵠沼石上二丁目五番一号

湘南鵠沼ＢＬＤ三階Ｃ号室

合同会社Ｓｈｕｓｈｕｓｈｕ

代表社員　新井　康太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三日

石川県羽咋郡志賀町北吉田ヤの三四番地一

合同会社チェリーブロッサム

代表社員　桜井　和人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＡＲＩＭＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三日

名古屋市昭和区福原町一丁目三一番地の一

合同会社ＡＲＩＭＥ

代表社員　安藤　壮吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三日

大阪府堺市堺区田出井町一―三―三一〇七

合同会社ＨＡＴ

代表社員　水谷　卓樹

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年八月三日

熊本県菊池郡菊陽町久保田七二七番地の一

農事組合法人フジ・ファーム

理事　藤本　良一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十億円減少しその全額を資本準備金とし、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十八日

掲載頁　四十八頁（号外第三十四号）

令和八年八月三日

東京都中央区日本橋大伝馬町七番三号

渋谷一丁目開発株式会社

代表取締役　浅川　貴史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kasihin.co.jp/company/ir/

令和八年八月三日

東京都中央区東日本橋三丁目一〇番六号

化成品商事株式会社

代表取締役　田島　淳宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月三日

東京都大田区大森北一丁目一一番一三号

株式会社ＴＳＵＭＵＧＩ

代表取締役　冨田裕太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億九千五百五十一万八千円減少し九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月十日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.heian-group.co.jp/

令和八年八月三日

神奈川県平塚市桜ケ丘一番三五号

平安レイサービス株式会社

代表取締役　山田　朗弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい

令和八年八月三日

岐阜県大垣市大池町一六番地三

合同会社西濃電気引込工事センター

代表社員　髙橋　勤

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千九百万円減少し一億円とすることにいたしました。

以上に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月二十四日

掲載頁　六十五頁（号外第一六六号）

令和八年八月三日

大阪市淀川区三国本町三丁目三一番一五号

三國重工業株式会社

代表取締役　佐上　栄介

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二百十億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年七月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十三日

掲載頁　一五四頁（号外第一三七号）

令和八年八月三日

東京都品川区大崎一丁目六番三号

日立チャネルソリューションズ株式会社

代表取締役　取締役社長　八木　鉄也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千百九十一万九千九百円、資本準備金の額を一億二千四百六十六万九千九百円減少し、それぞれ百万円、二十五万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月二十九日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://a-cul.jp

令和八年八月三日

千葉県いすみ市深堀一八八五番地二

Ａ'Ｃｕｌｔｕｒｅ株式会社

代表取締役　小山　義彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億四十一万円、資本準備金の額を八億四十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.mtico.jp/koukoku

令和八年八月三日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

株式会社エムティーアイ・ヘルスケア・ホールディングス

代表取締役　宮本　大樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十一億八千九百九十二万四千四百円減少し、五千万円とし、資本準備金の額を五十二億二千九百九十二万四千四百円減少し、零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月二十七日にされております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年八月三日

東京都渋谷区桜丘町二二番一四号

株式会社コンヴァノ

代表取締役　上四元　絢

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千万円、資本準備金の額を八十七億三千五十五万八千七百三円減少し、それぞれ九千四百二十五万八千二百七十円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年七月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十七日

掲載頁　一〇四頁（号外第一一七号）

令和八年八月三日

川崎市幸区堀川町六六番地二

イノラックスジャパン株式会社

代表取締役　楊　弘文

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十億円、資本準備金の額を七十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　二十六頁

令和八年八月三日

京都府長岡京市神足焼町一番地

ヌヴォトンテクノロジージャパン株式会社

代表取締役　小山　一弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月三日

北海道室蘭市絵鞆町四丁目地先

株式会社エンルムマリーナ室蘭

代表取締役　奈良　信一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月三日

茨城県日立市幸町二丁目一番五〇号

日立地区通運株式会社

代表取締役　小林　英文

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月三日

東京都台東区下谷一丁目六番五号

黒崎建設株式会社

代表取締役　黒崎　伸介

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月三日

大阪市西区土佐堀三丁目一番七号

ニッタイ株式会社

代表取締役　中川　善雄

任意清算公告

当法人は、令和八年七月三十一日をもって解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三日

東京都豊島区北大塚二丁目九番七号

社会保険労務士法人就業規則支援センター

社員　石川　俊信

正誤

ページ	段	行	誤	正
二七三		一三	第五条第一項	第五条第一項第二号の改正規定中「場合」を「場合」に改め、「輸出した」を削る。

令和八年三月三十一日（号外特第十七号）公布財務省令第十九号（消費税法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）